

第5回 産業厚生委員会記録

- 1 日 時 令和5年12月4日(月) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 横 尾 祐 子 | 委 員 | 渡 部 道 宏 |
| 副 委 員 長 | 宮 崎 淳 一 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 委 員 | 渡 邊 能 成 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 〃 | 堀 田 孝 次 | 〃 | 高 田 保 則 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 関 根 正 明 |
|-----|---------|
- 7 説明員 5名
- | | | | |
|--------|---------|---------|-------|
| 副 市 長 | 西 澤 澄 夫 | 健康保険課長 | 松 橋 守 |
| 上下水道局長 | 松 木 博 文 | 農 林 課 長 | 西 條 保 |
| 建設課長 | 丸 山 敏 行 | 観光商工課長 | 丸 山 豊 |
| 福祉介護課長 | 田 中 かおる | | |
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 阿 部 光 洋 | 主 査 | 貫 和 志 行 |
|-----|---------|-----|---------|
- 9 件 名
- 議案第77号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第78号 妙高市下水道条例及び妙高市農業集落排水条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第79号 指定管理者の指定について(長沢茶屋)
- 議案第80号 指定管理者の指定について(妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場)
- 議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第82号 令和5年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 閉会中の所管事務調査について

○委員長(横尾祐子) ただいまから産業厚生委員会を開会します。

まず、当委員会の審査の進め方ですが、最初に上下水道局、続いて建設課、次に福祉介護課、健康保険課、農林課、最後に観光商工課の順で行います。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第77号、議案第78号の条例関係2件、議案第79号、議案第80号の指定管

理 2 件、議案第81号の所管事項及び議案第82号の補正予算 2 件の合計 6 件であります。

最初に、上下水道局の審査に入ります。

議案第 7 8 号 妙高市下水道条例及び妙高市農業集落排水条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（横尾祐子） 議案第78号 妙高市下水道条例及び妙高市農業集落排水条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） ただいま議題となりました議案第78号 妙高市下水道条例及び妙高市農業集落排水条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、下水道及び農業集落排水事業における使用料を改定したく、条例の一部を改正したいものであります。

議案第78号参考に従って御説明いたしますので、そちらを御覧ください。初めに、1 番目の改定理由です。人口減による使用料収入の減少、施設の老朽化や物価上昇による維持管理経費の増大、施設更新等の建設改良事業により収支不足が発生し、保有現金が減少するなど、適正な経営に支障を来しており、収支不足を改善し、安定経営を図るため、使用料を改定したいものであります。

2 番目に、使用料改定の内容です。改定は令和 6 年 5 月 1 日からとし、6 月検針分の使用料から実施したいものです。また、平均改定率は 7.0% としたいものであります。

3 番目に、使用料改定案です。消費税込みの月額で申し上げますと、基本料金は汚水排除量、すなわち使用水量が 10 立方メートルまでとして、現行の 1782 円から 1892 円と 110 円の増とし、増加率、すなわち改定率を 6.2% としております。また、超過料金は使用水量ごとに 1 立方メートル当たりの使用料を 4 段階で設定し、改定率を 7.1% から 8.9% としております。平均改定率とは、これらの使用料を用いて試算した使用料の総額で見た場合の改定率であります。

4 番目に、月使用量 20 立方メートルの場合の使用料の増加額です。平均的な月使用水量とされる 20 立方メートルの場合では、今回の改定で 242 円、6.7% の増となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第78号に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 1 点だけお願いします。

7% の改定率という部分、昨今の物価の上昇だとか、燃料の高騰だとか、そういったことを考え合わせればやむを得ないのかなというふうに思いますが、市民の皆さんにとってはですね、値上げというのは直接家計に響く大きな課題、大きな問題であるというふうに認識しております。今後も人口減少だとかそういうものについては続いていくんじゃないのかなというふうな気がしておりますが、市民の理解をいただくためにどのような形で PR をしていくのか、適切なですね、市民の理解を得られるように御努力をお願いしたいと思いますけれども、その辺についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） 今回の料金改定についての市民への周知方法についてでございますけれども、広報のほうで改定に関しての特集といいますか、特別紙面のほうでちょっと考えたいと思っております。その中で今回改定に至った理由、人口減少による使用量の減をはじめとしまして、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増大、あと今後も建設改良事業、こういうのに取り組んでいかないといけないというようなことで、収支不足が発生していると

というようなことを、丁寧に説明しまして、改定につきましても本来であれば、前回ちょっと答弁いたしましたけれども、大きな改定率を設定しなければ解消できないんですが、それについては平準化するというので、3回といいますか、長期間にわたってですね、少しずつ改定させていただくと、そういったことにも配慮しているというようなことをですね、紹介しながら周知をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よろしくをお願いします。

あわせてですね、企業会計ですから、企業としてコスト削減の努力もしている、包括的な委託だとかですね、そういうことで企業努力もしているということも併せてですね、PRしていただきたいし、これからもそういうコストの低減についてですね、御努力をお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） お答えいたします。

すみません。大事なところを忘れました。もちろんですね、費用を抑制していく、この努力についても紹介していかなきやいけないと思っております。具体的には、今こちらのほうにも書いてありますけども、処理場の統合による施設の効率的な運用というようなことで、今人口減少で処理場の処理水量というのが当初想定を、今の能力を下回ったような状況でありますので、これにつきまして処理場の統合ということで進めております。今池の平の処理場について、赤倉の処理場と統合するということで進めておりますし、今後も妙高地域の処理場についても統合を進めていきたいというふうに計画はしておりますので、そういったことに取り組んでいるということをもまず1つ述べまして、もう一つは維持管理経費、これが施設の老朽化により増大しておりますけども、これについても管理品質というようなことで、いろいろ運転の効率化とか、あと修繕についても計画的に修繕費用を低減するような方法でしていく、こういった取組について紹介して、市民の理解を得ていきたいというふうに思っております。

○委員長（横尾祐子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第78号 妙高市下水道条例及び妙高市農業集落排水条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議事整理のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○委員長（横尾祐子） 休憩を解いて会議を続けます。

それでは、建設課の審査に入ります。

議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項

○委員長（横尾祐子） 議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（丸山敏行） ただいま議題となりました議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち、建設課所管事項について御説明申し上げます。

補正予算書の4ページ、第2表、債務負担行為補正と補正予算の概要の5ページを御覧ください。第2表中、道路管理工事費は、年間を通じた切れ目のない工事発注と施工時期の平準化を図るため、限度額6900万円とする債務負担行為を設定し、年度内に市道平田線ほか3路線の舗装修繕工事及び幹線道路や通学路の区画線修繕工事についての入札と工事請負契約の締結を行いたいものであります。

以上、建設課所管事項を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第81号の当委員会所管事項のうち、建設課の所管事項に対する質疑を行います。
堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） 堀田でございます。よろしくお願ひいたします。

まずですね、平田線ほか3路線なんですが、どこの線かちょっと教えていただきたいということと、あと市道の区画線修繕工事、この場所をちょっと教えていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（横尾祐子） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

まず、市道平田線につきましては、市役所裏の元ひさご家さんの前から中央町にかけて160メートルを予定しております。

次に、市道姫川原菅沼線につきましては、姫川原団地の踏切交差点から経塚山公園のほうに向かいまして140メートルほどを予定しております。

次に、杉野沢地区になりますけども、県道の変則五差路から杉ノ原スキー場にかけて120メートルほどを予定しております。

次に、市道葎生になりますけども、こちらについては妙高アクアセンター、下水道処理場になりますけども、その近くから葎生に向かって260メートルを予定しています。この4路線になります。

次に、区画線につきましては、新井地域につきましては新井小学校の周りの通学路と、あと主に斐太北部地区になりますけども、幹線道路になります。

次に、妙高高原地域につきましては、妙高高原小学校の周りの通学路と、あと国道18号から新赤倉温泉に向かう幹線道路になります。

妙高地域につきましては、妙高小学校の周りの通学路になります。

以上でございます。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） ありがとうございます。

○委員長（横尾祐子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

採決は後ほど行います。

議事整理のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○委員長（横尾祐子） 休憩を解いて会議を続けます。

それでは、福祉介護課の審査に入ります。

議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項

○委員長（横尾祐子） まず、議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（田中かおる） ただいま議題となりました議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち、福祉介護課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。補正予算書15ページをお開きください。下段の3款1項1目社会福祉総務費のうち、18節福祉施設等物価高騰対策支援事業の補助金2961万円は、原油価格及び物価高騰等の影響に伴う福祉施設への支援になります。

内容につきましては、議案第81号参考、補正予算の概要の1ページを御覧ください。表中2番目の福祉施設等物価高騰対策支援事業につきましては、令和5年10月1日現在、市内で介護サービスまたは障がい福祉サービスの事業所を運営する法人に対し、サービス内容に応じて光熱費や送迎車両の燃料費の一部を支援したいものであります。

同じく概要の6ページ、別紙1を御覧ください。介護サービスの対象といたしましては22法人、69事業所、障がい福祉等サービスでは5法人、19事業所に対し、サービス種別に応じて補助金交付を行いたいものであります。

戻りまして、補正予算書の15ページをお開きください。下段の3款1項1目27節介護保険特別会計繰出金128万5000円は、令和6年度からの介護報酬改定に伴い、介護保険業務で使用している基幹システムの改修に係る費用について、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものであります。

次に、その下の3款1項4目心身障がい者福祉費のうち、12節障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料29万7000円は、令和6年度からの障がい福祉サービス等の報酬改定に伴い、現在使用している基幹システムの改修に係る委託料になります。また、次の19節障がい者施設介護給付費1115万4000円と17ページ上段の障がい者訓練等給付費1435万1000円並びに在宅障がい者介護給付費3505万3000円は、障がい児福祉サービスや就労訓練サービス等の利用者が増え、当初計画していたサービス利用料を上回る利用実績があり、今後各扶助費に不足が見込まれることから、補正を行いたいものであります。

続いて、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、11ページをお開きください。上段の16款1項1目1節障害者自立支援給付費等負担金2068万8000円とその下の障害児施設措置費（給付費等）負担金959万1000円、さらに中段、17款1項1目1節障害者自立支援給付費等負担金1034万4000円とその下の障害児施設措置費（給付費等）負担金479万5000円は、不足が見込まれる扶助費に対する国・県の負担金になります。

次に、中段の16款2項1目7節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4940万3000円のうち2961万円は、福祉施設の物価高騰支援に対する国からの補助金になります。

その下の16款2項2目1節障害者地域生活支援事業費補助金14万8000円は、障がい福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修に対する国の補助金になります。

以上、福祉介護課所管事項を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第81号の当委員会所管事項のうち、福祉介護課の所管事項に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 在宅障がい者介護給付費3500万、全体の補正額の中で半分ぐらいということで非常に大きい金額になっています。これが増えたというのは、利用者が増えたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（田中かおる） お答えいたします。

一概に利用者が増えたとは言い切れず、利用回数だとかが増えたことによるものというふうに私どもは理解しております。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 回数が増えてですね、より利用していただいて、そういう事業が進展するということについては、それが目的ですので、いいことかなというふうに思うんですが、それに対応する施設の面だとか、あるいは人ですね、対応する人については、間に合っていると言うと失礼かもしれませんが、手当てはできているのでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（田中かおる） お答えいたします。

現在、人材不足の課題はどこの施設もお持ちであるというふうには認識しておりますが、サービスが提供できないような事態になるような人員の確保ができない状態ではないというふうに聞いております。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） なかなか専門職といいますか、難しい分野でありますので、利用していただく、それに見合うサービスの提供ということで、これからも人を大事にするということで手当てを行っていただきたいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（田中かおる） 今後も障がい者施設等の事業所の皆さんとも意見交換をしながら、対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

採決は後ほど行います。

議案第82号 令和5年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（横尾祐子） 次に、議案第82号 令和5年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（田中かおる） ただいま議題となりました議案第82号 令和5年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず、歳出につきまして御説明申し上げます。補正予算書の特11ページをお開きください。1款1項1目12節介護保険事務処理システム改修委託料128万7000円とその下の3款3項1目12節地域包括支援センター業務システム改修委託料128万2000円は、令和6年度からの介護報酬改定に伴う各システムの改修委託料であります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。戻りまして、特9ページをお開きください。3款2項5目1節介護保険事務処理システム改修補助金128万4000円は、歳出で御説明いたしました各システム改修に対する国からの補助金になります。

その下の7款1項2目1節事務費繰入金64万4000円とその下の7款1項3目1節地域支援事業費繰入金64万1000円は、各システム改修に対する一般会計からの繰入金になります。

以上、議案第82号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第82号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第82号 令和5年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議事整理のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（横尾祐子） 休憩を解いて会議を続けます。

それでは、健康保険課の審査に入ります。

議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項

○委員長（横尾祐子） 議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち、健康保険課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。補正予算書の16、17ページを御覧ください。下段の4款1項1目保健衛生総務費の地域医療体制確保事業は、原油価格及び物価高騰の影響に伴う支援として、市内の公的病院であるけいなん総合病院に対して、安定的な運営を維持するため、下半期分の光熱費の一部を補助するものです。補助金額につきましては、6月に補正した令和5年度上半期分と同様に、高騰による影響見込額の2分の1として480万円を計上したものであります。

次に、めくっていただいて18、19ページを御覧ください。上段の4款1項4目母子衛生費の妊産婦・子ども医療費助成事業は、妊産婦、子どもの医療機関への受診件数及び医療費の増加に伴い、扶助費に不足が見込まれること

から、所要額を増額補正するものです。妊産婦医療につきましては、令和4年10月の制度改正による対象者の拡大、子ども医療費につきましては、子どもを中心に新型コロナウイルスやインフルエンザ、感染性胃腸炎などの感染症の流行は医療費増加の要因と捉えており、不足額3298万6000円を計上したものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、補正予算書の10、11ページを御覧ください。中段の16款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4940万3000円のうち480万円は、先ほど御説明いたしました公的病院物価高騰対策支援事業に対する国の補助金であります。

以上、健康保険課所管事項を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第81号の当委員会所管事項のうち、健康保険課の所管事項に対する質疑を行います。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 宮崎です。よろしく申し上げます。

地域医療体制確保事業ということで、光熱費の一部を補助するというので、けいなん総合病院といったことでございますが、地域医療体制確保事業ということになりますと、けいなん総合病院以外の個人病院ということも想定としてはありますが、そちらのほうの支援等というのは検討はされなかったのでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 健康保険課長。

○健康保険課長（松橋 守） 今回物価高騰の影響についていろいろと内容を分析したんですけれども、内容としましては夜間の照明ですとか、食事の提供、それから入浴など入院機能に係る部分の影響が特に大きいだろうということで、開業医の施設につきましては、住居と一体になっている施設もございますし、そういうふうな病床、入院病棟がないということもございまして、医療提供体制と施設構造等に主眼を置いて、今回公的病院でありますけいなん総合病院のみを対象としたものです。

○委員長（横尾祐子） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 個人医院ですか、開業医さんもしですね、そういった支援の要望等ございましたら、そのときには適切な対応をお願いしたいというところでお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（横尾祐子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

採決は後ほど行います。

議事整理のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（横尾祐子） 休憩を解いて会議を続けます。

それでは、農林課の審査に入ります。

議案第79号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）

○委員長（横尾祐子） まず、議案第79号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（西條 保） ただいま議題となりました議案第79号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）について御説明を申し上げます。

本案は、令和6年3月31日をもって指定期間が満了となります地域活性化施設長沢茶屋について、引き続き現行の指定管理者である特定非営利活動法人いきいき・長沢を指定管理者として指定するものであります。

なお、同法人につきましては、長沢地域の活性化を図ることを目的とした法人として、平成28年4月1日より指定管理者となっているものであります。

以上、議案第79号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第79号に対する質疑を行います。

渡部道宏委員。

○渡部委員（渡部道宏） 1点お聞かせ願いたいんですが、今回の指定管理者について、いきいき・長沢以外に希望が出てきたかどうかちょっとお聞かせください。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） お答え申し上げます。

今回の指定管理につきましては公募はかけておりませんので、引き続き今のいきいき・長沢さんをお願いしたいところでございます。

○委員長（横尾祐子） 渡部道宏委員。

○渡部委員（渡部道宏） じゃ、公募をかけなかった理由と申しますか、そこら辺りどうして公募がかけられなかったかというのを教えていただけますでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 指定管理につきましては、公募と公募以外のやり方がございます。それで、今回の施設につきましては、長沢茶屋をやったときに地域でそういう団体を立ててやったということで、もともと地域で回していただくという前提で施設を運営しているものでございます。ですので、今までもそうですけれども、今回につきましても地域がまだやりたいという御意向がございまして、公募をせずに今の現行の指定管理者をお願いしたいところでございます。

○委員長（横尾祐子） 渡部道宏委員。

○渡部委員（渡部道宏） 確かに地域の中でつくっていく組織であって、地域と密着してやっていくというのは分かるのですが、今現在高齢化率が相当高くなっている中で、今の形で今後この4年間は確実に指定管理可能であるかどうかという見込みを立てて今回指定管理されたんだと思うんですけども、そこら辺りはこれ以上今の現状の状況でメニューを増やしていったりとか、メニューを増やさなきゃいけないかったりとか、そういうことを考えての指定管理か、それとも現状のままの指定管理を4年間続けていくということでお願いするのか、教えてください。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） お答えいたします。

今回の指定管理を行うに当たりまして、地域の皆さんと御相談をさせていただきました。それで、私どもとすれば地域でやっていただきたい意向がありますし、地域の皆さんも頑張れるうちはですね、頑張っていきたいということで、今回引受けをしていただいたものでございます。それで、運営につきましては、コロナが明けてきたということで、新たな体験ですとか、それから新しいメニューを考えていく中で今の施設を運営していきたいという御

意向で今回お願いをしたというところでございます。

○委員長（横尾祐子） 渡部道宏委員。

○渡部委員（渡部道宏） 確かに地域の頑張る気持ちを大事に酌み取って、地域がやれるところまで頑張っていただくというような意思是十分分かるんですが、そろそろ後継というんでしょうかね、その地域のほうに考えていただくように水を向けていただくのも仕事かなと思っておりますので、端的に申せばこの地域については樗沢組さんが主軸になっていらっしゃると思いますので、樗沢組さんのほうにさりげなく全体的に移行できるような仕組みも考えていかれたほうがいいのではないかなと思うんですが、樗沢組さんに限りませんよ。この地域の中の若い人たちの組織を立ち上げてもいいんですけども、そういうことについての指導というのは今後どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 今地域にありますNPO法人につきましては、樗沢組さんも加入をしていただいているということで、地域全体の皆様がお金を出し合う中でつくっていただいた団体ということになっております。ですので、人数につきましても、今まで2名体制でやっておりましたけれども、忙しいときにつきましては、長沢地域から離れた方が手伝いに来るといような協力体制を取る中で運営をしているということでございます。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 1点お願いします。

参考資料の中に収支が出ておりますけれども、コロナで令和2年、3年、4年と赤字が続いているという、これはやむを得ないことなんですけれども、経営体質というのは、やっぱり地元中心ですので、非常に脆弱であるということは間違いないと思うんですけれども、その辺も赤字に対するですね、いろんな制度は利用してきたんじゃないかというふうには思いますけれども、これを市の施設としてですね、運営していただく上では、十分な市としてのですね、支援が必要だったのではないのかなというふうに思いますが、この赤字の処理についてはどんなふうに対応してきたものでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 赤字の関係につきましては、今のNPO法人さんにつきましては、この長沢茶屋だけではなくてほかの事業も行っております。それと、先ほど申し上げましたとおり、今までの積立金とございますか、そういうものもございまして、この赤字部分についてはその中で処理をしているというところでございます。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 施設そのものも相当老朽化してきております。昔は温泉を引いていたりして、そういった魅力と一緒に地域の魅力アップということで非常に大きな役割を担い、また成果も上げてきた施設だろうというふうに思います。ここにも地域資源を生かしたイベント等を開催して云々とありますけれども、ぜひそういうような形を地元任せっきりじゃなくて、やっぱり行政としてもこういう取組にですね、支援をしていただきたい、そういうふうに思っていますが、その辺のお考えいかがでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 現在におきましても、イベント等の関係につきましては一応2分の1の補助ということで市のほうで支援をさせていただいておりますし、私もイベントがある、なしにかかわらず、時間があればですね、施設に出向いて状況を確認させていただいております。その中で、地域といたしましては、新しいメニューも開発する中で、この施設を盛り上げていきたいという御意向もありますので、そういう思いを大切にしながら市としても支援をしまいたいというふうに思っております。

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第79号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項

○委員長（横尾祐子） 次に、議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（西條 保） ただいま議題となりました議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち、農林課所管事項について御説明を申し上げます。

議案第81号参考の補正予算概要の2ページを御覧ください。歳出より御説明をさせていただきます。上から2つ目の農業機械・施設整備事業につきましては、農産物の生産コストが増加している農業経営体の経営の安定化を図るため、市内2法人に対しまして、燃油等の使用量を低減するために必要な機械等の導入費につきまして、県単事業を活用する中で支援するものであります。具体的には、アタッチメントを含みますトラクターと田植機各1台分の購入費を株式会社米ファーム斐太に、また穀物乾燥機3基分の購入費を株式会社ゆうきに支援したいものでございます。

続きまして、その下、水田農業経営安定対策事業につきましては、別添の別紙2を御覧ください。この夏の猛暑と渇水によりまして、米の減収や等級低下等が生じております。そのため市内農業者の経営への影響が危惧されることから、水稻の減収額と園芸作物を含めました資材費高騰分の費用の一部を支援するものであります。

1番目の対象者につきましては、出荷、販売を行っている農業者で、令和6年度以降も農業を継続する意思の方を対象としております。

2つ目の対象作物につきましては、令和5年産の水稻、主食用米になりますけれども、あと大豆、ソバ、園芸作物を対象としたいものでございます。

3つ目の補助対象面積につきましては、市で面積を確認できる水稻生産実施計画書及び営農計画書や農地台帳等での作付の面積を対象としまして、4番目の補助金額といたしまして、水稻においては等級別に支援額を設定させていただきまして、1等米につきましては10アール当たり3000円、2等米で5000円、3等米で9000円を支援したいもので、大豆、ソバ、園芸作物につきましては10アール当たり5000円（後刻訂正あり）を支援したいものでございます。

補助金の算定につきましては、出荷、販売が確認できる農業者を対象に、等級等を検査証明書等により確認をする中で、等級別の収量に応じ案分しました補助対象面積に補助単価を掛け、補助金を算定するもので、算定例を御覧いただく中で、こういう形で算定をさせていただく予定にしております。なお、検査等を行っていないなど等級が確認できない農業者につきましては、1等米の補助単価を適用する予定となっております。

5番目のスケジュールといたしましては、1月に交付申請書の送付、受付を行いまして、内容を確認後、2月上旬より随時補助金の支払いを行いたいというふうに考えております。

申し訳ございません。ソバ、大豆、園芸作物につきましては、10アール当たり500円を支援したいものでございます。大変失礼いたしました。

補正予算の概要の2ページにお戻りください。下段の農業振興費につきましては、農業収入の減少など経営リスクに幅広く対応できる収入保険への加入促進を図るため、新たに収入保険に加入する方を対象に、個人10万円、法人40万円を上限に、保険料及び付加保険料の2分の1を支援したいものでございます。

それでは、歳出について御説明を申し上げます。補正予算書の18、19ページを御覧ください。中段の6款1項3目農業振興費のうち、水田農業経営安定対策事業につきましては、封筒等の消耗品や申請書等の郵送料などの事務経費とともに、先ほど御説明をさせていただきました水稻等の減収等を支援する農業経営安定支援事業補助金として等級別に面積を推計する中で、補助単価を掛け、必要額を計上したものでございます。その下の農業機械・施設整備事業につきましても、先ほど御説明をいたしました燃油等の使用量を低減するために必要な機械として、アタッチメントを含むトラクターと田植機各1台、穀物乾燥機3基分の導入費に対する補助金額を計上したものでございます。その下の農業振興費につきましても、収入保険の加入促進の補助金として、収入保険の事業主体であります新潟県農業共済組合の妙高市分の加入目標者数26件分に対する支援額を見積もり、必要額を計上したものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。戻りまして、10ページ、11ページを御覧ください。中段の16款2項1目7節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち1426万円は、歳出で御説明いたしました水稻等の減収支援であります水田農業経営安定対策事業補助金のうち資材高騰分に係る国の交付金でございます。

下段の17款2項4目1節県単農林水産業総合振興事業費補助金は、歳出で御説明いたしました農業機械・施設整備事業に係る県の補助金であります。

以上、議案第81号のうち農林課所管事項について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第81号の当委員会所管事項のうち、農林課の所管事項に対する質疑を行います。

高田委員。

○高田委員（高田保則） まず、確認ですが、農業経営安定支援事業補助金、これについては、ここでいいますと単純に1等米が10アール当たり3000円、2等米が10アール当たり5000円ですか、3等が9000円ということになっておりますけども、これはここに書いてあるとおり、農業委員会の情報に対してということで間違いありませんか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 面積と反収につきましては、農業者の皆様方からも申告をしていただければというふうに思っております。それで、対象面積というふうな形で計画書ですとか農地台帳というふうに書いてありますけれども、これが全て耕作をされているかどうか、それとそのうちの販売をされているかどうかというのほうではちょっと分かりませんので、その分につきましては農家の皆さんから御申告をいただく中で面積を確定していきたいというふうに思っております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 昨年の飼料米の算定基準で、国の反収基準が上越市が484キログラムですかね、そんなような対象で、出荷と生産量と反収の割合で、当時は1反歩10万円ということで算出していたんですが、私どものところは7万

8000円しか来なかったというようなこともあるんで、基準反収というのは全然関係なくて、あくまでも今回は耕作面積でということで理解してよろしいですか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） あくまでも今回の支援金につきましては面積当たりということで考えております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それと、いわゆる耕作面積の基準日ですけれども、いつの時点で確定するのか。例えば年度当初に出したのと途中から変えたの多分あると思うんですが、それも耕作しているところだと思うんですが、その辺の例えば7月末とか8月末とか、時期的な確定する時期というのはいつですか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 日については特に決めておりませんが、現実として令和5年産の作付を対象としておりますので、今申請をされてもそれはなかなか難しいということですので、いわゆる一般的には田植前ですとか、その後も異動があって少し申請が遅れたのであれば、そういう日を対象とさせていただいて面積を確定していただければというふうに思っております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つ、スケジュールですけれども、これは1月申請ということですが、申請する証拠となる資料ですけれども、JAの場合はJAにはありますけれども、そのほかの一般販売の場合は、その証拠書類ということで一緒に出すということですから、JAの場合は私ども実際手元にはその証拠というか、詳しいものはないんですが、その辺は農林課のほうで徴収してもらえるというか、そういうことでよろしいんですか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 販売がJAのみであればですね、私どもでも分かります。ですけれども、個人の方に別で売るとか、検査機関が別にあるとかというような話になってきますと、JA以外のものについては私ども把握ができませんので、そういう部分については添付をお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それから、農業振興費の中で、今回私ども法人で収入保険ということで加盟したんですが、当初は積立金とか非常に高額だったんですが、ここに書いてあるのは事務費と付加保険料ということで、それのみの対象ということなんですが、それには間違いはないですか。積立て分については対象にならないということではないですか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 収入保険につきましては、総括のほうでもちょっとお話をしましたけれども、保険料、それから積立金、事務費ということで、基本的なタイプについてはその3つが保険料の内訳になっております。それで、積立金につきましては、積み立てた以降ですね、使わなければ繰越しをされるということで、それともう一つは農業者のところへ間違えて戻ってくるというようなことになりますので、今回については対象としないで、保険料、事務費のみを対象とさせていただいているということでございます。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 継続した場合でも、やっぱり対象は事務費ということで対象になるんですか。私今質疑するのは、今回初めて令和5年で加入したもんですから、事務費、付加保険料というのは出てくるんですが、それは対象だと思うんですが、継続した場合も、2年目、3年目の方もこれは対象になるんですか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 今回の支援につきましては、継続の方ではなくてですね、新規の方のみを一応対象とさせていただきます。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 1点だけお願いします。

この経営安定支援事業、減収分に対する補填等につきましても次年度への経営継続意欲を高めていただくという意味では極めて大きい事業だなと、タイムリーな事業だなというふうに思っております。そういった中から、スケジュールでは1月上旬から受付を開始するというございます、1月になりますともう次年度の作付の資材の発注だとか、苗だとか、作付計画あるいは農地の移動、いろんなものが動き出すはずで。そういったものにタイムリーに対応できるように、なおかつ見ますと、なかなか把握しづらい部分の数字がベースになるというもののように思います。公正、公平かつスピーディーな対応をお願いしたいというふうに思いますが、その実務的な部分でどのようにお考えでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） なるべく早くということ、公平、公正にということだというふうに思いますけれども、なるべく早くにつきましては、議決をいただいた後にPRをさせていただくような形になりますし、PRにつきましては、水稻を作っている方については、うちのほうから郵送で御案内と申請書を送るように考えております。それと、畑作についてはうちのほうでは全て把握し切れませんので、販売をされている方につきましては用紙を取りに来て申請をしていただくという形になるかと思っております。そういう部分で広報、それからホームページも含めまして、速やかにPRをさせていただきたいというふうに思っております。

それとあと、公平の部分につきましては、今回1等、2等、3等という形で分けさせていただいております。それで、なぜこういうふうな形にしたかということ、やはり妙高市内でも平場と妙高高原とは、新井地区と妙高高原とは等級米の比率が違うということで、そういうふうな公平、公正を加味した中で一応こういう形にさせていただいておりますので、この趣旨につきましてもPRをしていければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よろしく申し上げます。何せ高齢化で農業をやっている方、非常にこういう書類を作るとか、そういった部分については不慣れな部分が多くて、いつも何とか簡素化してほしいという要望が寄せられるんです。税金を使う限りにおいてはですね、きちっと証拠書類、公正な対応しなきゃいけないのは当然ですけども、できるだけ高齢者の皆さん方にもですね、申請が容易になるような形で対応をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 農林課長。

○農林課長（西條 保） 今回お願いするのは、販売が分かるような証明書といいますか、出荷等の伝票でも結構ですが、そういうものと、あとは等級が分かる資料ということになります。それで、先ほど申し上げましたとおり、農協さんのみの場合であれば市のほうで把握をある程度できますので、そういう書類の一部不備があっても対応はできるということですけども、それ以外のものにつきましては、大変恐縮ですけども、最低限分かるような資料については添付のほうをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（横尾祐子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

議案第81号の当委員会所管事項については、全ての所管課に対する質疑が終わりましたので、これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第81号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号のうち当委員会所管事項については原案のとおり可決されました。

議事整理のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○委員長（横尾祐子） 休憩を解いて会議を続けます。

それでは、観光商工林課の審査に入ります。

議案第77号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（横尾祐子） まず、議案第77号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） ただいま議題となりました議案第77号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、スポーツなどの合宿を通じて交流人口の拡大や地域活性化など合宿の郷づくりを推進することを目的に、市内での合宿者に対する施設使用料または利用料金の優遇措置をさらに5年間、令和11年3月31日まで延長する条例改正を行いたいものでございます。

以上、議案第77号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第77号に対する質疑を行います。ございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） よろしく申し上げます。

条例の中で第5条の4番目、市は民間事業者相互の調整を図り、その連携強化促進に努めるというふうなことがございますが、具体的にどのように連携を図っていくのか、説明をお願いします。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

民間事業者との連携の関係でございますが、当然合宿を進める上では宿泊事業者の皆様の御協力とかがですね、いろいろ関係各位に当たっての関係者との連携が必要だといったことで、特に今妙高高原の商工会の合宿部会との関係もございまして、そちらの皆さんでいろいろ宿泊のPRの関係をしていただいております。その辺の状況を商工会

の皆さんから情報提供いただきながら、市としてまた協力できるところはないかといったので協力体制を整えているといった状況でございます。

○委員長（横尾祐子） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） コロナ禍で大変合宿にいらっしゃる方も少なかったというようなお話もありました。ようやくコロナ明けということで、大変活気ある妙高市、妙高地域にさせていただきたいと思いますので、ぜひですね、地元と連携ですね、強化していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（横尾祐子） 渡部道宏委員。

○渡部委員（渡部道宏） 1点だけ、確認だけなんですけども、これ改正案で、条例は36年の3月31日までという、なぜこれ時限にしたんでしょうか。そこら辺りちょっと教えていただければ。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

5年という時限といった形でございますが、経済状況の関係について、いろいろこの先また不透明なところもございまして、その5年の関係については支援してまいりたいといった考え方、おおむね5年ということで延ばさせてもらったと。今後また5年の状況を見まして、どういった形がふさわしい条例なのか、またその支援の方法についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第77号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第80号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）

○委員長（横尾祐子） 次に、議案第80号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） ただいま議題となりました議案第80号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）について御説明申し上げます。

本案は、令和6年3月31日をもって指定期間が満了となる妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場について、引き続き現行の指定管理者である一般社団法人妙高ツーリズムマネジメントを指定管理者として指定するものであります。

以上、議案第80号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横尾祐子） これより議案第80号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）に対する質疑を行います。

堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） 堀田でございます。よろしく申し上げます。

高谷池ヒュッテに関して、宿泊施設であると同時に、避難小屋としての機能も有する、当然のことなのですが、登山道や気候の変動などの情報発信、それから日没、天候等ですね、急変時には登山者のヒュッテへの避難誘導、それからヒュッテ職員による救助体制、遭難者の初動捜査、けが人搬送、ヘリコプターの手配など、様々な状況が出てくると考えられます。この指定管理に関してもですね、選定基準に関してひとつお聞きをしたいと思っております。

まず、職員の体制は十分に整っているのかどうか、それから有資格者の補充をしっかりとしているのかどうか、それから職員の採用の確保の方法について適正かどうか、職員のいわゆる教育、研修体制が十分かどうか、その辺をですね、お聞きをしたいのですが、平成元年のですね、いわゆるツーリズムマネジメントに移行する際に、恐らくこのようなことがクリアできるという状況で変更になったというふうに聞いておりますので、その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

指定管理者の指定のツーリズムマネジメントの体制でございますけども、長年、観光協会時代から含めると、この指定管理者は平成17年ぐらいでしょうか、始まりまして、そこからずっとツーリズムマネジメントの関係がやってきているといった状況でございます。その中にはいろいろ山岳関係者の皆さんとの連携であったりとか、今ほど委員さんおっしゃるとおり、避難小屋の関係もございまして、関係機関と連携する中で、これまで取り組んできていただいたと考えております。今現在もですね、山岳関係者との連携をしながら、万が一の場合については避難訓練を行うとともに、また当然連携を図るということで、消防署であったりとか、そういったところの警察との連携、山岳遭難対策連絡協議会もありますので、等々ですね、いろいろ連携を図ってきたといった認識でございます。人数につきましても、いわゆるこちらにアウトドア専門学校もありますし、そういった卒業生の方々もこちらで働いているといった経緯もございまして、その辺を含めて安全体制の関係については十分整っているといったことで判断した中で、今ツーリズムマネジメントの指定管理を進めているといった状況でございます。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） ありがとうございます。なかなか年間雇用とか長年の雇用するようなシステムに恐らくこれはちょっと難しいのではないかというふうに想像されます。そうなりますと、毎年毎年いわゆる人材が入れ替わるような状況が恐らく出てくるのではないかというふうに想像するんですが、その辺のですね、いわゆる教育だとか訓練、特に有資格職員がですね、しっかり在住しているのかどうか、その辺というのは所管のほうで管理はしているんですかね。よろしく申し上げます。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

有資格者といいますと、やはり消防法の関係であったりとか安全管理の関係がございまして、その辺ですけども、こちらの指定管理の施設のツーリズムマネジメントのほうでは、そういったところの皆さんについては資格を取っていただいたり、また講習をしていただいているといった認識でございます。また、安全管理については引き続き徹底していただきたいと思っておりますので、私どもからしてもツーリズムマネジメントに申し入れる中で指定管

理を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） もう一点だけすみません。資格のほうはですね、防火管理者とか食品衛生の責任者、当然宿泊施設なんで、必要だと。あと、危険物の取扱い、それから山岳ガイド等ですね、資格がある方がいたほうが望ましいということで、いなければそれなりの教育をしっかりしていただきたいというふうに、その辺が所管のほうである程度把握できるのであれば全然問題ないと思っております。一番問題は毎年毎年恐らく、毎年といいますか、何年かに1度というか、2年とか、短い単位で人がどうしても入れ替わるような雇用体制になると思うんですね、これは。その辺をだからもうちょっとツーリズムマネジメントのほうにもしっかりと雇用が安定するような対策を考えてやっていただくような所管のほうから指導をしっかりしていただければと思います。

以上です。

○委員長（横尾祐子） 渡邊能成委員。

○渡邊委員（渡邊能成） 渡邊です。よろしくお願いします。

議案第80号の参考資料を拝見させていただきまして、ここに書かれているような事業計画、ぜひですね、ここに書かれているような運営を実現していただきたいなというふうに思います。ただ、書いてあるだけで実行されなければ意味がないので、それを踏まえて事業計画の概要について何点か教えてください。

まず、1点目ですが、管理運営方針の2つ目のポチ、利用者のニーズを踏まえた施設サービスを提供というふうにあります、利用者のニーズについてどのように把握されるのか教えてください。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

ツーリズムマネジメントさんのほうからお聞きしているところでは、こちらにお泊まりの方のお話を聞いて、その辺の関係について改善していきたい。また、インターネットで今予約関係もしておりますけども、今回もインターネット24時間に令和4年度からやっておりますけども、その辺のニーズを聞きながら、予約関係については24時間体制にしたといった実績もございます。そういった利用者の皆様の声を聞きながら、その場いろいろ変更することは多々あるかと思いますが、必要に応じてそういったニーズに対応していきたいといった考えと伺っております。

○委員長（横尾祐子） 渡邊能成委員。

○渡邊委員（渡邊能成） ありがとうございます。現場でお泊まりいただくお客様の声を聞くというのは非常に重要だと思いますが、ぜひですね、全国の山岳とかアウトドアの潮流を的確に踏まえた山小屋の運営をしていただきたいというふうに思います。

続いて、利用者へのサービスについて、そこの欄の2つ目に、先ほどお話しされたインターネット予約を導入されているということですが、せっかくインターネット予約を導入されて、そこで獲得したですね、顧客情報、いわゆる申込みいただいてお泊まりいただいたというのは、顧客情報として今後の妙高の観光振興にも非常に活用できる情報だというふうに思っているんですが、その辺りの活用状況について教えてください。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

具体的には、ツーリズムマネジメントさんからその情報については私どもお伺いするところではございませんけども、やはり市としてもそういったところの観光誘客につながるものと考えておりますので、今後そういったツアーであったりとか、そういったところにも波及効果があるといった認識でございます。その辺のところをツーリズムマネジメントさんとまた協議しながら、より多くの皆様からこの施設を愛していただくように対応を考えていきます。

いと思っております。

○委員長（横尾祐子） 渡邊能成委員。

○渡邊委員（渡邊能成） ぜひツーリズムマネジメントさんと調整というか、検討していただきながら有効活用していただきたいというふうに思います。

次ですが、施設設置目的達成に向けた取組についてというところで、外国人観光客をターゲットとした戦略的なプロモーションということが挙げられておりますが、冬についてはオーストラリアを中心にですね、インバウンドの誘客が実績として上がっているんですけども、当市における観光面の課題という、やはりグリーンシーズンの誘客をどうしていくかというのが大きな課題だと思っております。グリーンシーズンにおいてもインバウンドを誘客していくべきだと思っておりますが、ここにある外国人観光客をターゲットとした戦略的なプロモーション、ターゲット国と戦略的なプロモーションの手法について教えていただければよろしいですか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

やはり委員さんおっしゃるとおり、妙高はグリーンシーズンの誘客の関係については課題だといったことは、当然そういった形で考えております。ツーリズムマネジメントとしても同じ考えでございますが、やはり登山といいますと、妙高の自然を愛していただいたりとか、景観を求めて来るお客様があるといった形で、主には今現在やはり日本の方々が多く利用されているといった感じで考えております。確かに外国の皆様も私ども今後展開していく中では、当然東南アジア系の皆様につきまちはいろいろそういった需要があるとお伺いしておりますので、ツーリズムマネジメントさんとまた協議する中で、そういったツアーの関係について、またPRの関係、当然インターネットを介した中でPRの関係になるかと思っておりますけども、そういったのを様々な展開をしていくことが重要だと考えております。

○委員長（横尾祐子） 渡邊能成委員。

○渡邊委員（渡邊能成） 東南アジアということで今お答えいただきました。あと、戦略的なプロモーションということでインターネットを使ったというお話ありましたが、東南アジア、韓国はじめ、韓国はあんまり高い山はないですし、登山のニーズがあるというお話も聞いておりますので、ぜひですね、グリーンシーズンの誘客促進、アウトドア分野において実現してほしいと思います。

次ですが、今と同じ項目の最後、5つ目、地元産の食材を活用することで高谷池ヒュッテのオリジナリティーを高めとありますが、これ実際地元産の食材をどのように活用されるんですかね。何か食事のメニューとかに使われるのか。今のところレトルトのメニューが中心となっているんですけども、こういうふうにごここに事業計画に上げであるということは、今後食事も改善されていくということでよろしいでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

地元産の食材の活用に関係につきまして、朝は今提供しておるんですけども、お米につきましては妙高産のこしいぶきを毎回炊飯しているといったことを伺っております。また、今年度からなんですけども、夕飯時にカレーのルーにですね、妙高産の米粉を使って、あと3つの酒蔵の酒が入っている「とどの、妙高産カレールー」を既存のカレーに配合しまして使っているといった状況でございます。引き続きツーリズムマネジメントといろいろ相談する中で、妙高市産の食材の関係についての利活用については検討してまいりたいと考えております。

○委員長（横尾祐子） 渡邊能成委員。

○渡邊委員（渡邊能成） ぜひですね、ここに事業計画として記載してやっていくんだぞという意気込みがあるのであ

れば、今おっしゃられた既存のルーに何かを足してとかというんじゃなくて、本当に妙高の食材が有効活用されるような取組をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 幾つか質疑させてください。

まず、人の面です。私も今年2回、水不足というようなこともありまして、行かせていただきました。いわゆる管理人というか、現場の責任者の方はおられませんでしたが、現場にね。アルバイトの方でした。アルバイトも1週間とか3日だかで交代するというような体制でやっているということでした。先ほど安全体制は整っているという認識だそうでございますけれども、見る限りではですね、大丈夫かなという気はします。ほかの地域の山小屋や何かを見ますとね、やっぱりそこに精通した、山の気象に精通した、あるいは登山道の状況だとか山の特質に精通した方がおられて、適切なアドバイスをするというのが山小屋の一番の任務でもあり、山に登る人は頼りにして行くわけです。そういった面で過去においては、築田さんみたいにずっとやっておられて、本当に生き字引みたいな方がおられました。そういったことから考え合わせますと、非常に今は不安だなという気がしてしようがありません。訓練をしてきたということですが、今年は救助訓練等は何回どのような形で行ったものでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

救助訓練の関係については、私承知しているのでは1回ではなかったかなと、訓練の関係については1回ではなかったかなと思っております。日にちはちょっと手持ちに資料がございませんけれども、毎回多くやっている感じではないというのは伺っております。おっしゃるとおり安全対策については重要なことでありますので、その辺引き続きツーリズムマネジメントさんと調整しながら、訓練、また管理人の関係については協議してまいりたいと思っております。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 欠かせない事項ですので、そこはしっかりどういう人間が配置されようかとですね、ツーリズムマネジメント、指定管理を受ける側としてしっかりお願いしたいというふうに思います。事故があってからでは遅い。先ほど東南アジア系の皆さん方にPRするというのでしたけれども、やはり2400メートル、雪がこれだけ降る山というのは台湾にもありませんし、韓国にも寒いけども、最高峰が1400メートルぐらいですから、かなり特殊な山です。豪雪地帯。そういったところの認識を持った形で登っていただかないと事故につながる。現実にスニーカー履いてですね、簡単な食料、おやつ程度で登ってしまうというような方も過去には、コロナ前にはありました。止めるのに一生懸命だったという話も聞いております。そういった面ではお客さんが増えるのはいいことかと思えますけれども、それが事故につながり、マイナスイメージになってしまうということは絶対避けていただきたいというふうに思います。そういった面で私は現場の声がなかなか施設を設置した市のほうに届いていない部分があるというふうに思っています。私の思いですよ。現場の声がツーリズムマネジメントに上がり、ツーリズムマネジメントから市のほうに来ると、その間にですね、かなり変わっているような気がします。水の問題一つにしてもですね。今ほど特徴のある食事の提供、これは4年前の計画の中でもですね、宿泊者の食事メニューの改善というのがありました。そのときもレトルトカレー、ハヤシライスの提供でした。今年行っても基本的にはそれは変わりありません。しかし、厨房の中身を見ますとですね、大きな、でっかい冷蔵庫、冷凍庫が入っております。そして、発電機もでっかい20キロワットぐらいのやつ、それから15キロワットぐらいのやつ、2つも入っています。恐らくこの増築をしたときには、まさに食事メニューの改善、地元の食材、こういったもので喜んでもらおう、サー

ビスを提供しようということで、そういう思いでやったんだろうと思うんですけども、現実には生かされていない。全くここ何年も稼働していないという状況になっています。今回改めて、同じような面で改善ということで、地元食材の提供ということで出てきておりますけれども、やはりきちっとした御指導をお願いしたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

ここコロナの関係もございまして、なかなか施設運営の関係については100%といった形ではなかったかなと思っております。委員おっしゃるとおり、やはり市としてもそれについてはいろいろツーリズムマネジメント、また現場の声もお話聞きながら対応してまいりたいと思っております。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 何よりも水がないんですよ。いろんな改善したメニューを提供したい、思いはよく分かりますが、今現状を見ますと池の水汲んでも飲用不適という判断だそうです。要するに飲めない。煮沸しても駄目、こういう御指導だそうです。そういった中で何ができるのかなという気がします。レトルトならレトルトでもいいんですよ。ごみを出さないとかね、SDGsだとか、そういう面ではそれは評価できないこともないんです。ただ、こうやってですね、計画を立てているけれども、それが実現できないというのは、やはり指定管理者、管理を受ける者としてですね、何かずれているんじゃないかなという気がしてしょうがないんです。人の面にしてもそうですよね。そここのところをですね、水の問題は一朝一夕に解決するものじゃありませんので、ここでの議論はやめておきますけれども、やはり市として、市が設置した大事な施設ですので、きちっと妙高山系の妙高、火打を守る拠点施設としてですね、しっかり活用していただきたいなというふうに思います。特に、先ほど申し上げましたが、現場の声をよく聞いていただいて、この間も雨水のやつができたということで行って来ましたけれども、雨水を受ける雨どいといいますか、波板を張ったら食堂が真っ暗になって、3時頃から電気をつけているというような状況でした。これではせっかくの景観、当初増築して新しい山小屋で北アルプスの景色を見ながら地元の食材を味わっていただいて、妙高の魅力、火打の魅力を味わっていただくというのは、これは台なしだなという印象を、それは私の印象ですよ、一登山者としての。そういったものにやっぱりきちっと応えていただけるような、現場の声、それをツーリズムマネジメント、そして市のほうに伝わる仕組みをしっかりと確立して対応をしていただきたい。その辺いかがでしょうか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

現場の声、皆さんが感じるところ様々ございます。その辺協議しながらしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 高谷池ヒュッテについては、改修のときからいろいろ物議を醸して、議会でも相当問題点を指摘したんですけども、今ツーリズムのこの中ではですね、当時の問題点といいますか、例えば環境問題だと水問題だとかというものについては、ほとんど管理については触れていないんですけども、その辺の市の意向、例えば今の小嶋委員からありました水の問題、これは当初から不足するというのは分かっていたわけですよ。1日10トンという計画書だったんですけども、10トンなんて、あの水をじゃどこから取るなんていうことは全然根拠もない10トンだったわけですよ。そういう問題だとか、それからトイレの問題、水洗トイレにした場合の動力をどうするのか、水の問題をどうするのかという、当初からやっぱりそういう問題点が多くあったんですけども、指定管

理者にもですね、そういう環境問題についてのやっぱり保全の責任はあると思うんですが、今回はほとんどそれが載っていないわけですね。小嶋委員言いましたけれども、市とツーリズムとのどういう申合せ、コンセンサスとか、そういうものが図られているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいわけなんです。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

高谷池ヒュッテの自然環境については大変大切なものだというので、市もツーリズムマネジメントについてもその辺のところは自然環境に配慮した形で進めていきたいといったことですが、いろいろ具体的にここをこうする、ああするということについては、やはり自然環境厳しいところがございますので、一概にはこれが正しいことかということとは言えないところがございます。ただ、やはりその辺のところについては、水問題の関係についても、よりやっぱり現場のですね、私も今シーズンちょっと上がってきましたけども、やはり現場は厳しいところであって、水環境、またトイレ問題等もございますので、よりまた密にツーリズムマネジメントと協議しながら、また現場の声を聞きながら、対策については継続しながら行ってまいりたいと思っております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 特にね、いわゆるあそこは国立公園第1種地区ですね、たしかね。その中で、私ずっと市の対応とかツーリズムのあれ見ますと、営業一本やりというような方針が見えるような気がするんです、端的にね。それは現状では自然環境と相反する問題なんですよね。今の発電機2台も上がっていると、それからまだバッテリーあるんですね、何十個か知らんけども。そういうのをどういうふうにやるかというものをやっぱり考えていかないとまずいと思いますし、もう一つは今の発電機の問題ですけども、私の考え方、古い考え方かもしれませんが、登山というのは日常生活から乖離するというのが登山の第1の目的だということで昔から言われていますよね。それが今の水洗トイレであったり、LEDの蛍光灯であったり、そんな生活が果たして登山者の満足度を高めているかということも、ちょっとその辺は原点に戻って考えてもらいたいと思うんですね。

そういうことで、もう一つは、私ライチョウ問題随分長年やってきましたけども、今発電機だとかいろんな問題で騒音がすごい、24時間出ているというようなことも聞いていますけども、その辺の自然環境に対する、いわゆるライチョウに対する、片やライチョウの保護やっているけども、片や環境を破壊しているというね、裏腹なこと、現実問題があるとすれば、それは市もそうですし、指定管理者の側も経営ということになれば考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますが、その辺いかがですか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

確かに山小屋に来ていただける方というのは、委員さんのようにすごく昔から利用されている方もいらっしゃいますし、また新たにですね、先ほども軽微な関係で登ってくる方も、様々な方いらっしゃいまして、求めるもののがかなり複雑になってきているというのは実情がございます。その辺もまたPRの仕方であったりとか、環境問題に対するものについても私どもも発信する必要があるといった考えでございます。ツーリズムマネジメントさんについても、今現状発電機の関係についても、できる限り使わないような形で音の問題、ライチョウの関係もございまして、そういった形で使わない環境に配慮するとともに、また当然のことですけども、ごみの持ち帰りについては基本的にはお願いしているといったことで、基本的なところから皆さんから御理解いただきながら、環境問題には継続して対応していきたいと考えております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つですね、これは一般的な話ですけども、コロナが解禁になって、いろいろインバウ

ンドが元に戻ったとかということで、各観光地は俗に言うオーバーツーリズムの問題が随分あるわけですよ。私コロナ前の高谷池ヒュッテのあれを見ますと、まさにそれが現実問題だったと思うんですよ。コロナになってから定員減ということでやっていますけども、これが解禁になって何も手を打たなければ、やはりオーバーツーリズムになって、今の水の問題だとかトイレの問題だとか必ず、野営場もそうですけど、野営場なんかは何張りですか、30張りですかね、という制限を設けてはいますが、高谷池ヒュッテは避難小屋ということですから、予約なくても断れないわけですね、泊めてくれというふうになれば。そういう問題がありますので、ぜひオーバーツーリズム、能力以上のものは極力防ぐということで、それは市もツーリズムを対策を立てていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。ただ、高谷池というのは一般宿泊施設じゃないわけですから、そこだけはひとつ肝に銘じて、あくまでもあそこは避難小屋ということで国からの許可が下りているわけですから、その辺をですね、きちっと元に戻ってですね、考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

コロナを契機にですね、このシーズンからもですね、計画の中では、やはり委員さんおっしゃるとおり、テントを張るスペースであったりとか、あとヒュッテの関係につきましても継続して、感染症対策もございますので、制限した形で行っていくと伺っております。確かにこれから今後インバウンドの関係が増えてきて、その辺の人数の関係につきましても、予約等先ほど24時間体制でインターネットを使いながらやるといった形もあります。その辺も含めて、いろいろオーバーツーリズムにならないような対策も必要であるという考えでございますけども、引き続き感染症対策を踏まえた形で施設の運営の関係については行っていくと伺っております。

○委員長（横尾祐子） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 標高2400メートル近いですけども、国立公園の大事なですね、ポイントになるわけですので、環境問題含めてぜひ両立といいますか、なかなか難しいですけども、その辺りを考えてこれから市もツーリズムも運営をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） 堀田です。もう一点お聞きいたします。

指定管理業務の中でチェックリストというのがありますよね。これはどこも出しているんだと思うんですけども、高谷池に関して、先ほども言ったようにですね、非常に山小屋、いわゆる避難小屋としての機能等々のもろもろ考えますと、このチェックリストの中にもう少し変更点も必要かなというふうに拝見します。それとですね、あと確認方法の聞き取りという、いわゆる市側が確認するものがありますね。聞き取りというのは、実際に来ていただいて聞き取るのか、あと電話等で聞き取るのか、その辺ちょっと教えていただければよろしいですか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

指定管理のチェックリストの関係でございますが、総体的に全施設、市内そうですけども、そういったチェックリストを活用しているといった状況でございます。委員おっしゃるとおり、何か必要であれば、そういったところについてはお話を聞きながら、こういったのはどうかといったので進めてまいりたいと思っておりますし、またそのチェックの仕方でございますが、基本皆さんと対面しながらチェックすることもございますし、またそちらから出していただいたことについて聞き取りをしますといったケースもございます。様々なケースがあるかなといった認

識でございます。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） ありがとうございます。市のほうのですね、市側のチェックのほうはそういう聞き方をしているというふうに理解しました。あと、指定管理者側が提出するチェックリストなんですが、これは実際に、特に高谷池に関しての質問ですね、これに関して実際に何年か前のは山にいた方の名前になっているんですが、去年のものは山に行って仕事をしている方じゃない方のお名前が出ていますが、所管のほうでどういう理解をしているか分からないけども、この人が果たして本当に山まで行って確認しているかどうかというのは、そういう確認はしていますか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

昨年チェックされた方まではちょっと私は存じていないんですけども、基本指定管理者の代表であつたりとかと、いうところで皆さんチェックいただいているかと思っております。それは現場の方々の声を聞きながらその辺チェックした形でこちらのほうに来ていただいているのかなと思いますけども、ただ実際のところその辺のところについては出てきた方から直接お話を聞いたわけではございませんので、それは承知しているものではございません。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） このチェックリストですね、非常によくはできていると思います、全体を把握するのにね。ただ、本当にチェックをして書いているのかと。ちょっと見るとですね、妙高市側も全部4、施設側は全部5というチェックなんですね。果たしてこのチェックシートがですね、機能しているかどうかというのもちょっと問題で、あまりにも今まで、過去がですね、いいかげんなことでやられていたということになると、果たして指定管理の指定がですね、本当にこの業者でいいのかというふうな不安になるような要素が非常にあるんですが、その辺しっかりですね、チェックシートもそうですし、先ほど来言っている職員の体制だとか資格だとか、小嶋委員のおっしゃったこととかですね、その辺をですね、やっぱり管理をしていただかないと、なかなかこの業者でいいのかというのは非常に不安になるんですけど、その辺は所管としてはどんな感じですかね。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

やはり指定管理施設でございますので、市としても適宜打合せをさせていただいておりますけども、引き続きその辺の管理の関係であつたりとか、また私ども職員も施設に出向くといった形で、管理体制の関係については確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（横尾祐子） 堀田委員。

○堀田委員（堀田孝次） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾祐子） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私のほうから1つだけお願いしたいんですが、先ほど来からいろいろな話が出ています。私もいろいろな話を聞き取る中でですね、先ほど課長もいろいろ意見を聞いてと、そしてツーリズムマネジメントという今後ですね、意見交換して不備のないようにしていきたいと、こういう話がありますが、これから冬期間に入ってですね、来年4月までですね、少し時間があります。そういった意味では、非常にいろんな意見が出て、そこに信頼感が少しですね、なくなってきているようなことが見えています。したがって、高谷池の指定管理者というのは本当に信頼していいのかどうかというのがですね、気になるところです。採用の過程からですね、いろいろあったようにも聞いていますので、ぜひともこれからの間でですね、よく一回もう一度チェックをしていた

だいて、来年4月以降新たにスタートするときにはですね、みんなのそういう不安等々ですね、解決できるような形でですね、ぜひともツーリズムマネジメントの底力、力が発揮できですね、そちらのほうも観光商工課とですね、うまく風通しのいい組織になるような形でですね、ひとつ考えていただきたいと、こんなふうに意見が多い部分がありますので、ぜひとも風通しのいいですね、中身になるようにですね、お願いをしておきたいというふうに思いますし、そこら辺本当に課長の気持ちをですね、もう少し聞かせていただきたいと思います。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

私も春からですね、いろいろツーリズムマネジメントとの会議に出させていただいておりますし、継続して気軽に風通しのいいですね、関係づくりにも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） この計画の中にですね、山岳関係者の人脈を生かした云々というようなことで運営していくということが何か所も出てきております。この山岳関係者というのはどういうふうに捉えておられますか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

山岳関係者の方々でございますけども、インフィールドの中野さんであったり、あとアウトドア専門学校からこちらに応援していただいている方もいらっしゃいます。そういった方々と、関係者と連携しながら、万が一の事故の対応であったりとかというところも含めて連携を図っていきたいという考えでございます。

○委員長（横尾祐子） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） やはりですね、山岳関係者といっても日本全国から来るわけですし、一般的に高谷池だけじゃなくて、北アルプスだとかそういったところで運営している民間会社や何かもあります。あるいは、白馬村あるいは山梨県北岳ヒュッテだとかですね、そういった似たような事例についてもですね、よく研究していただきたいなど。やっぱり山小屋も日進月歩、いろんな面で改善はされています。そういったものを取り入れる、1番じゃなくてもいいんですけども、いいところを取り入れるような形で高谷池ヒュッテ何が問題なのかもう一度洗い直してですね、よりいいものにしていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（横尾祐子） 観光商工課長。

○観光商工課長（丸山 豊） お答えします。

そういった山小屋の関係、委員さんおっしゃるとおり、いろんな方々がお越しになりますので、最新の情報を収集しながら、また関係各位の皆様といろいろ協議しながらですね、やはりよりよいものにつくり上げていきたいと考えております。

○委員長（横尾祐子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） これより採決します。

議案第80号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○委員長（横尾祐子） 以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

閉会中の所管事務調査について

○委員長（横尾祐子） 次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査（調査）のうち所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾祐子） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

○委員長（横尾祐子） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了いたしました。

これもちまして産業厚生委員会を散会します。大変御苦労さまでした。

散会 午前11時53分